

広島県告示第七百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年六月二十九日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	納付事務に係る歳入等の内容	歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間
みずほ東芝リース株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目二番三号	令和八年六月八日	広島県手数料等収入窓口で納付される手数料等のうち、キャッシュレス決済によるもの	令和八年一〇月一日から令和一四年八月三十一日まで